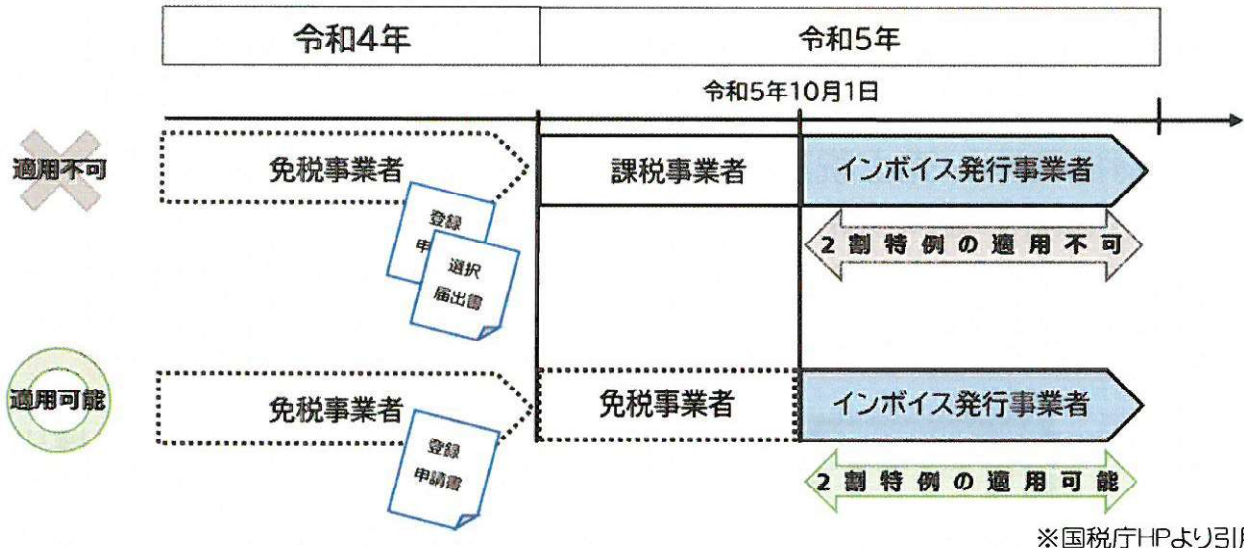


令和4年中に消費税課税事業者選択届出書と合わせて適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、令和5年1月から消費税の課税事業者となった事業者については、令和5年10月1日より前から消費税の課税事業者であることから、2割特例の適用を受けることができません。

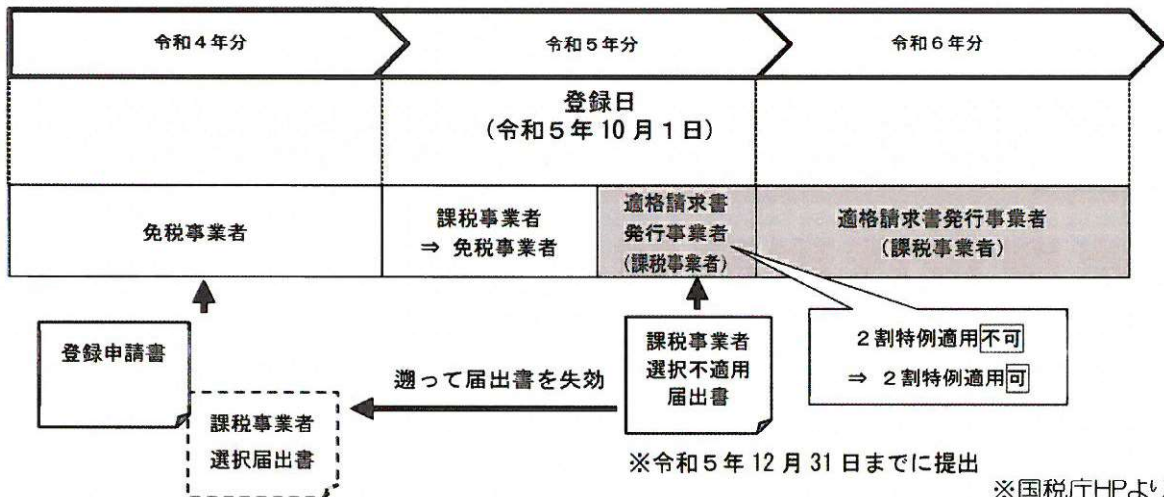
(例: 令和4年12月に消費税課税事業者選択届出書と合わせて適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、令和5年1月から消費税の課税事業者となった個人事業者)



※国税庁HPより引用

「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出した事業者の方で、消費税課税事業者選択届出書の提出により令和5年10月1日を含む課税期間から課税事業者となる事業者については、当該課税期間中に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出することにより、消費税課税事業者選択届出書の効力を失わせる措置が設けられています。

(例: 令和5年10月1日を含む課税期間を対象として課税選択届出書を提出した個人事業者が当該届出書を失効させる場合)



※国税庁HPより引用

### 2024 (令和6)年1月1日から消費税課税選択とインボイス登録を止めたい場合について

適格請求書発行事業者の登録申請書のみ提出している場合は、12月17日までに適格請求書発行事業者登録取消届出書を出せば課税選択も自動的に取り消しとなります。  
 適格請求書発行事業者の登録申請書と消費税課税事業者選択届出書の両方を提出している場合、適格請求書発行事業者登録取消届出書と消費税課税事業者選択不適用届の両方提出しなくてはなりません。その場合の期限は、適格請求書発行事業者登録取消届出書が12月17日まで、消費税課税事業者選択不適用届が12月31日までとなります。